

ハーメネーイ体制下における法学権威と学知システムの変容

—国家による宗教制度への政治的影響力をめぐる考察—¹⁾

黒田賢治*

Transformation of the “Knowledge” and Development of the Marja‘-e Taqlid under Khāmene‘ī’s Leadership: Reconsidering the Influence of the Political Order on the Religious System

KURODA Kenji*

Several weeks after the death of Āya Allāh al-‘Uzmā ‘Alī Arākī in November 1994, Supreme Leader ‘Alī Khāmene‘ī was promoted by the two Iranian Islamic jurist groups as one of the recommended marja‘-e taqlid (“sources of emulation,” the title of the highest-educated Islamic jurisconsults). This event has had an impact on not only the marja‘-e taqlid system but also the relationship between political authority and religious authority in post-Khomeini Iran. Although many researchers have referred to this event, only a few have examined its subsequent influence on both Iranian politics and the marja‘-e taqlid system in Iran.

In this paper, I will attempt to reveal the influence of this event on the marja‘-e taqlid system in Iran in two ways. First, I will illustrate the character of the new marja‘-e taqlid concept that was developed by the two associations, focusing on not only the intermittent aspect but also the continuous relationship between the marja‘-e taqlid system and the two associations’ announcements. Second, by focusing on the location of Khāmene‘ī as a marja‘-e taqlid in 2008, I will show the influence of this new marja‘-e taqlid concept on the development of the marja‘-e taqlid system in Iran after the 1994 event.

1. はじめに

イランでは1979年の革命とその後の政治闘争を経て、イスラーム法学者（以下・法学者と略記）が政治的に重要な役割を担う支配体制になった。宗教と政治が密接に絡み合った支配体制の出現によって、毎週金曜日の昼に行なわれる集団礼拝への成人男性の参加が義務化される

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科, Graduate School of Asian and African Area Studies, Kyoto University, 日本学術振興会特別研究員 (DC), Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science (DC) 2009年12月4日受付, 2010年6月24日受理

など、一般信徒の信仰実践のあり方やそれを取り巻く環境に何らかの影響が及ぼされてきた。本稿で論じる法学権威 (Prs. marja‘-e taqlid, pl. marāja‘-e taqlid, Ar. marji‘ al-taqlid, pl. marāja‘ al-taqlid) のあり方もそのひとつである。

法学権威とは、イスラームの最大分派 12 イマーム・シーア派 (以下・シーア派と略記) における、一般信徒が自身の信仰実践の手本とする高い法学的知識をもった法学者を指す。一般信徒が法学権威を手本とするところは、礼拝といった日々の宗教実践から政治運動まで幅広い。近現代のイランにおいて法学権威が政治運動に与えた影響は大きく、イラン革命を指導したホメイニーもまた法学権威であった。

こうした社会／政治的影響力をもつ法学権威を法学者のなかから選定するプロセスについては、基本的には、法学者内で行なわれてきた法学的知識の修得程度にもとづいて法学者同士を峻別する学知システムと、一般信徒自身による選択に委ねられてきた。もちろん国家が特定の法学権威を手本とするようにシーア派ムスリムの国民に促すことはあったものの、それでも国家の都合で法学権威を生成することはできなかった。

しかしイランでは 1994 年末に、政治問題を背景としながら、同国の国家元首にあたる最高指導者²⁾ ハーメネイー (‘Alī Khāmene‘ī b. 1939) が国家側の法学者組織によって、法学権威として一般信徒に紹介され、彼を手本とすることが推奨された。ハーメネイーは法学者としては中堅に位置づけられ、法学権威に足る十分な法学的知識を兼ね備えていないことは明白であった。それゆえこの発表は一般的な法学権威のあり方からすれば、従来の法学権威の選定プロセスとは異にし、国家側の法学者組織が十分な法学的な知識を兼ね備えていないハーメネイーを法学権威に仕立て上げたといえることができる。

本稿では、この発表が既存の法学者社会での法学権威のあり方に与えた影響について、2008 年 9 月 1 日から 2008 年 10 月 26 日にかけてイランのコム州コム市 (Prs. Qom 以下・コムと略記) を中心に行なったフィールド調査をもとに検証したい。

-
- 1) 本稿におけるペルシア語およびアラビア語の転写は、『岩波イスラーム辞典』に準拠した。法学者名の転写に関しては、出身地ではなく活動の中心地にもとづき、アラビア語転写とペルシア語転写のどちらを採用するかを決定した。アラビア語起源のペルシア語の宗教用語については、本稿の議論との関わりで重要と思われるものについてはペルシア語発音を採用し—その場合には Prs. でペルシア語転写を表すだけでなく、Ar. でアラビア語転写も併記した、本稿の議論とは直接関係のないものについてはアラビア語発音を採用した—その場合には単にアラビア語転写にとどめた。人物の日本語表記は、基本的には家系名にとどめたが、本稿内で同姓の人物がいる場合には名前も併せて表記した。
 - 2) Prs. Rahbar Mo‘azzam. 司法権の最高責任者である司法権長 (Prs. Ra‘īs-e Qovve Qazā‘ī) の任命権、議会の立法審査および国政選挙の立候補資格審査権をもつ監督者評議会 (Prs. Shūrā-ye Naghāhbān) の半数を構成するイスラーム法学者の任命権をもつ。また国防省管轄下の国軍 (Prs. Artesh) および革命防衛隊 (Prs. Sepāh-e Pāsdārān-e Enqelāb), 内務省管轄下の治安維持部隊 (Prs. Nirū-ye Entezāmī), および情報安全省管轄下の特殊部隊を合わせた軍の最高司令官である [Wehrey *et al.* 2009: 9].

2. 法学権威の概要

19世紀半ばからシーア派では、一般信徒が信仰実践において自身が決めた高位の法学者の見解を手本とし、自身が決めたそのような法学者に宗教税³⁾を支払うことが慣習化されてきた [Amanat 1988; Cole 1983: 33-46; Moussavi 1996: 279; Walbridge 2001a: 4; Mervin 2004: 63-65].⁴⁾ これはシーア派独自の慣行であり、その背景には信徒が専門家と非専門家に大別されることによる。本来なら、全ての信徒が信仰生活上の諸問題に取り組めるように法判断（エジュテハード Prs. Ejtehad/Ar. Ijtihad）を行なえることが信仰上の義務とされ、全ての信徒は法判断を下すことのできる者（モジュタヘド Prs. Mojtaheed/Ar. Mujtahid）である必要がある。しかしたとえ数十年間にわたって専門的に法学を学んだ法学生であっても、ほんの数パーセントしかモジュタヘドの段階には達することができないほどの険しい道である。それはクルアーン（コーラン）やハディース、⁵⁾ また法学書を丸暗記すればよいというわけではなく、法判断に至る過程を自身で体系化させていく必要があり、全ての信徒がモジュタヘドになることは現実的には不可能である。

そのため、モジュタヘド以外の非専門家の一般信徒が、専門家であるモジュタヘドの指導を受けることで、⁶⁾ 義務が免除されるという方法がある。ただ当然ながら、どのモジュタヘドの見解が優れているのかという問題があり、最も優れたモジュタヘドを選出する方法を目的のひとつに、法学権威制度が始まった [e.g. 富田 2003: 322-323].⁷⁾ しかし法学者が法学権威となるこの慣習は固定的ではなく、自然発生的で流動性に富む。たとえば、1961年に時の大法学権威ハサン・ボルージェルディー（Prs. Hasan Borujerdi d. 1961）が死去して以降、従来の慣

3) ホムス (Prs. Khoms/Ar. khums)。年間に得られた収入の5分の1を税として支払う。シーア派法学者によるホムスをめぐる法学的議論の史的展開に関しては、Calder [1982], Sachedina [1988: 237-244] や Gleave [2004] を参照。

4) 本稿では、この高位の法学者と一般信徒の間で行なわれる慣行を便宜的に、法学権威制度と呼ぶ。

5) スンナ派では預言者ムハンマドの言行や慣行について纏めたものであるが、シーア派ではそれに加え、ムハンマド没後の彼らの指導者 (Ar. imām) の言行録も含まれる。これらは法裁定を行なう際のクルアーンに次ぐ、法源として用いられる。

6) (1) 神の唯一性 (Ar. tawhīd), (2) [神の] 正義/公正 (Ar. 'adl), (3) 諸預言者の存在 (Ar. nubūwa), (4) [シーア派において預言者ムハンマド没後の共同体の指導者であったと考える] イマームの存在 (Ar. imāma), (5) 最後の審判 (Ar. ma'ād), 総じて「宗教の根源 (Ar. uṣūl al-dīn)」と呼ばれる特に重要な信仰箇条については、一般信徒自身の確信が必要とされ、モジュタヘドに従うことは禁じられている。一般信徒がモジュタヘドに従う義務があるのは、総じて「宗教の枝葉 (Ar. furū' al-dīn)」と呼ばれる議論の余地のある法学の諸問題、つまり外面の行為である [cf. 富田 1997: 44-45]。

7) 法学権威制度が生まれる背景には、シーア派法学派内の論争およびシーア派から派生した新宗教であるパーブ教との宗教論争があり、そのなかで第1に学派の組織化、第2に集権的な法学者の存在の確立を目的とするなかで始まったと考えられている [cf. Amanat 1988; Cole 1983: 33-46; Moussavi 1996: 279; Walbridge 2001a: 4; Mervin 2004: 63-65]。シーア派の信徒や一部の研究者は、9世紀半ばあるいは14世紀初頭に制度が始まったと考えるものの [cf. Sachedina 1988], 組織形成のレベル、あるいは法学権威の機能を判断基準に、現代的な法学権威制度の開始を19世紀半ばに定めている [e.g. Hosein 1377; Latif-Pūr 1379; Aziz 2001: 143-147]。

習に変化が生じ、常時、複数の法学権威が連立する状態となった [e.g. 富田 2002: 935].

一般には、同師までの時代では、同じ時期に法学権威となった複数の法学者のなかで最長命の法学者が死去することではじめて新たな法学権威が複数選ばれてきた [e.g. Momen 1985; Walbridge 2001a]. しかし同師の没後には、法学権威の補充／追加が連立中にもなされだしたためである。またそれぞれの専門領域に限定して従うという役割分担論が主張されるなど新たな制度論も登場したこともその一因であることが指摘されている [Akhavi 1980: 122; Calmard 1991: 553].

もちろん法学権威となるための要件について論じられていないわけではない。基本的な要件としては、(1) 男子、(2) 成年、(3) 理性を有すること、(4) 嫡出子、(5) 存命中、⁸⁾ (6) 12 イマーム派信徒であることである [富田 2002: 935].⁹⁾ これに加え、クルアーンとスンナの知識、あるいは健全な視聴覚や識字能力をあげる場合もある [Tāleqānī 1374: 132; Algar 1969]. また研究者の間では、20 世紀初頭に法学権威であったムハンマド・カーズィム・ヤズディー (Muhammad Kāzīm al-Yazdī d. 1925) が、『固き絆 (Ar. al-‘Urwa al-Wuthqā)』と題した信仰生活上の想定問題解決集を著して以来、信仰生活上の想定問題解決集の執筆も要件に数える見解もある [e.g. Walbridge 2001a: 5; 富田 2002: 935].¹⁰⁾

もっとも、法学権威は一般信徒の信仰実践の手本であり、それゆえ遭遇するさまざまな局面をイスラーム法に則って解決していく存在である。そのため先行研究では、凡そとして法学的知識の程度を示し、法学者同士のヒエラルキー的な秩序を形成する 6 つの称号のうち、最高位の称号「大アーヤトラー (Prs. Āyat Allāh al-‘Ozmā/Ar. Āya Allāh al-‘Uzmā)」を冠せられる場合が多い [e.g. 富田 2002: 935].¹¹⁾

法学者の称号としては、下位から順に「学徒 (Prs. Ṭalabe/Ar. Ṭalaba)」、「イスラームの信頼できる者 (Prs. Zeqat al-Eslām/Ar. Thiqa al-Islām)」、「イスラームの証 (Prs. Ḥojjat al-Eslām/Ar. Ḥujja al-Islām)」、「イスラームとムスリムの証 (Prs. Ḥojjat al-Eslām va-l-Moslemīn/Ar. Ḥujja al-Islām wa-l-Muslimīn)」、「アーヤトラー (Prs. Āyat Allāh/Ar. Āya Allāh)」、大アー

8) 存命中という条件に関してはホメイニー師の没後、その彼を手本としていた一般信徒が継続してホメイニー師に習従することを求めたために、存命中の法学権威の許可によって物故者への習従が認められている [Gielsing 1997: 779].

9) Calmard [1991: 554] は、12 イマーム派であることに代えて公正 (Prs. ‘edālat/Ar. ‘adāla) をあげる。

10) このような想定問題解決集は、一般に『諸事集 (Prs. resāle-ye amaliye)』あるいは『諸問題の説明 (Prs. towziḥ al-masā’el)』という名前で知られている。しかしこれはイランに居住する法学者が執筆した際につけられるものであり、イラクの廟都市に居住する法学権威がアラビア語で執筆する際には、たとえばスィースターニーのように『正しき方法 (Ar. minhāj al-Ṣāliḥīn)』と名づける場合が多い。ただしそれらがペルシア語に訳された場合、あるいはイランに居住する信徒に向けて出版される際には、『諸事集』あるいは『諸問題の説明』という題名がつけられる。

11) 法学者の称号の史的展開については、Amanat [1988] が詳しい。ただ現代でも地域間で法学者の称号には差異がある [cf. 黒田 2008: 184].

ヤトラーがある。法学者がこれらの階梯を上昇するためには、「学徒」から「イスラームとムスリムの証」までについては、法学院 (Prs. madrase/Ar. madrasa)¹²⁾ の学習段階を修了するごとに上昇する。先述の自身で法見解を示すことができるモジュタヘドは、「イスラームとムスリムの証」の称号をもつ一部および「アーヤトラー」、「大アーヤトラー」がそれにあたる。¹³⁾ モジュタヘドとなった後に「アーヤトラー」の段階に達するには、イスラーム法学院であるマドラセ (Prs. Madrase/Ar. madrasa) で教授活動を行なうとともに、その知識を他の法学者に認められるために法学書などの執筆活動を行ない、「大アーヤトラー」になるためには、さらに長年の間教授活動を行なうとともに、さらに多くの著作を著すことが必要となる。こうして法学者同士のサークル内でその学識的権威が認められた法学者こそが、法学権威であると一般的には考えられている。

他方、一般信徒が法学権威を選ぶ方法については、理念的には一定の方法がある。理念的には、成年の一般信徒は、(1) 自身に法学的知識がある場合には自身の確信によって法学権威を決めることができるものの、そうでない場合には (2) 2人の法学的知識がある公正な人物が認め、その学識の高さについて異論がないモジュタヘドから法学権威を選ぶ、あるいは (3) 学識の高さに異論はあるものの、3人以上の法学的知識がある公正な人物が認めるモジュタヘドのなかから法学権威を選ぶ [富田 1997: 46]。この法学的知識があり公正な人物というのは、モジュタヘドにまで到達していない法学者のことを指し、理念的には大抵の一般信徒は法学者との相談によって法学権威を選ぶことになっている。実態としては、普通の一般信徒が自身の政治的志向と合致するモジュタヘドから法学権威を決定する場合や、自身の同郷の法学者を法学権威に選ぶといったように地縁関係で決定する場合なども報告されている [e.g. Walbridge 1996: 71-82]。また筆者の経験では、特に誰とも相談せず、単に有名であるからといった理由で決定している一般信徒も少なくなかった。つまり実態としては、一般信徒が法学権威を選ぶ際には、個人的な志向性に依存しているといえよう。

このように法学権威は、明確な選定方法こそないものの、暗黙の了解として高度な法学的知識をもった法学者のなかから、一般信徒の個人の志向性にもとづいて選び出されてきた。こうした法学権威のあり方とは異なった状況が、1990年代半ばのイランで同国の国家元首に当たるハーメネイーが推奨法学権威として発表されることで起きた。

12) マドラセではイスラーム法学以外にも、イスラーム哲学や倫理学といったイスラーム諸学についても教育が行なわれているものの、イスラーム法学の修得を中心的な目的としてカリキュラム編成が行なわれていることから、敢えて法学院という訳語をつけた [cf. 黒田 2007: 341, 350-352]。またマドラセには一般的な学校を指す意味があることを注記したい。

13) 「イスラームとムスリムの証」には、法学院の修了課程 (Prs. dars-e khārej) に在籍する法学生からその課程を修了させた法学生までが含まれている。自身で体系化した法判断に至る過程を、モジュタヘドである師から妥当な方法であると認められることで、モジュタヘドとなることができる。そのため、「イスラームとムスリムの証」にはモジュタヘドと非モジュタヘドが混在している。

3. 国家による法学権威の選定過程への介入

ここではハーメネイーが、国家側が推奨する法学権威として紹介された 94 年末の発表とその背景にある政治と宗教とが相互に依存しあつた支配体制における法学権威の位置づけについて明らかにしたい。

イランでは、1979 年の革命とその後の政治闘争の結果、法学者が政治的に重要な役割を担う支配体制が樹立された。法学者がイラン政治において重要なアクターであつたことはそれ以前にもあつたものの、法学者が直接的に政治に関与する支配体制の出現によって、法学権威のあり方にも少なからず影響が及んできた。

まず問題とされたのが、イスラーム法の施行者である国家の政策¹⁴⁾と一般信徒がイスラーム法の解釈を委ねている法学権威の解釈との間に齟齬が生まれた場合、どちらの見解が優先されるかという問題であつた。つまり法学権威の法解釈に一般信徒が従う必要があるなかで、その法解釈が国家政策に反した場合、国民でもあり、一般信徒でもある個人はどちらの見解に従う必要があるのかという問題である。

最高指導者であつたホメイニー (Prs. Rūh Allāh Mūsavī Khomeynī d. 1989) も法学権威であつたが、ムスリムのイラン国民全てがホメイニーを法学権威としていたわけではなかつた。イラン国民のなかには、法学者の政治関与に否定的な見解をもち、ホメイニーの論敵であつたイラクのナジャフに居住するフーイー (Ar. Abū al-Qāsim al-Khū'ī d. 1992) の見解に従う者や、法学者が直接的に政治に関与することを批判し、自宅軟禁にあつたシャリーアトマダラーリー (Prs. Moḥammad Kāzem Sharī'atmadārī d. 1986) の見解に従う者も少なくなかつた。彼らは国家に反する法学見解をだす可能性があるため、国家にとって法学権威は潜在的な脅威であつた。¹⁵⁾ この問題については、ホメイニーが 1988 年にイスラーム法にもとづいた統治を行なうイスラーム国家 (Prs. ḥokūmat-e eślāmī) による命令が最高の権威をもつという見解を示すことで解決を試みた [Gieling 1997: 779]。

法学権威でもあつたホメイニーが、法学権威の見解にではなく、イスラーム国家に法学権威に勝る権威を付与した背景には、他の法学権威の脅威とともに後継者問題があつた。1979 年に制定された憲法では、最高指導者の要件として法学権威であることが定められており [Qānūn Asāsī-ye Jomhūrī-ye Eślāmīye Irān n.d.: 33-34]、それを背景に、最高指導者は政治・

14) これは革命後のイラン国家の政策が、必ず一般的なイスラーム的法解釈の手順に従っているというわけではない。手順に従つた場合に公共の利益が著しく損なわれる場合には、イスラーム法の手順を廃し、公共の利益を優先させる場合もある [cf. 富田 1999]。

15) 法学権威が国策に反する法見解をだすことが国家にとって脅威ではあつたが、それは潜在的なものにとどまり、実際に 80 年代後半にホメイニーを脅かしたのはラディカルな若手の中堅法学者であつた。これについては [Arjomand 2009: 33-35] を参照。

宗教双方の指導者であるだけでなく、最高指導者が下す決定に法的正当性が付与されていた [cf. Milani 1992; Omid 1992; Walbridge 2001a: 5]. この国家と宗教制度の関係がホメイニーの後継者をめぐる問題のなかで重大な影響を及ぼすことになった。

当初後継者に指名されていたモンタゼリー (Prs. Hōseyñ-‘Alī Montazerī d. 2009) は、イラン・コントラ事件との関係で、¹⁶⁾ ホメイニーとの確執が強まり、後継者指名を撤回された。その代わりとなるような憲法の要件を満たした人物はおらず、当時大統領であったハーメネイーが次期最高指導者となることが予想された。しかし彼は法学権威ではなく、到底ホメイニーがもっていたような法学的な権威には及ばなかった。そこでホメイニーによって憲法修正の指示が下され、最高指導者の要件から法学権威であることが削除され、政治・社会問題について最有識 (Prs. A‘lam) の法学者から選定されるという要件に変更された [cf. Edāre-ye Koll-e Omūr-e Farhangī wa Ravābet-e ‘Omūmī Majles-e Shūrā-ye Majles 1381: vol. 2 631-710, vol. 3 1204-1494]. 憲法修正はハーメネイーを合法的に最高指導者に就任させた一方で、それまでの理想的には政治・宗教的な指導者であった最高指導者の職を、単なる政治指導者にとどまらせることになった。そして宗教的な側面に関してはレザー・ゴルパーイエガーニー (Prs. Rezā Golpāyegānī d. 1993) やアラキー (Prs. ‘Alī Arākī d. 1994) といった国家の方針に概ね好意的な法学権威に委ねられた。

換言すれば、ホメイニー期には、イランの国家指導者は政治・宗教双方の指導者であったのに対し、ハーメネイー期になると、イランの国家指導者は単に政治的指導者にとどまり、宗教については法学権威が担うという二元的な指導体制となった。しかし最高指導者が政治・宗教双方の指導者であるべきとの規範論が根強くありつづけた。その結果、最高指導者を一元的指導者へと帰属する方法をめぐり、国内では2つの立場に分かれ、半ば分裂状態に陥った [富田 1997: 39-44, 49-52].

第1の立場は、法学権威の最も重要な要件を法学的知識から政治的知識に修正し、ハーメネイーを政治的知識において最上位の法学権威とすることで問題を解決しようとした。政治能力が法学権威にとって重要な側面であることは、歴史的にみれば決して珍しいものではない。たとえばホメイニーも法学権威であったものの、法学権威のなかでは最高の法学的知識をもっていたわけではなく [Akhavi 1980: 100-101], むしろ政治的活動の面で評価された法学権威であったともいわれている [Momen 1985: 255; Walbridge 2001a: 5].¹⁷⁾ しかし第1の立場の

16) イラン・イラク戦争 (1980~88年) 中、レバノンで米国兵士らが拘束され、人質となった際、イラン政府と米国政府の間で、イランが人質解放への協力を見返りに、米国からの武器を輸入することが秘密裏に結ばれた。この武器輸入によって米国政府が得た利益は、ニカラグアの反体制ゲリラ (コントラ) に供与されていた。米国とイランとの秘密交渉については、モンタゼリーの娘婿の弟メフディー・ハーシェミーを中心とした政府外交への批判勢力が米国との秘密交渉を暴露し、まずイラン国内にパンフレットの形で、続いてレバノンの週刊誌「アッ=シラーア (al-Shirā‘a)」に流し、記事となり明るみに出た。

目的は、たんに法学権威の要件として政治性を強調することではなく、政治的知識にもとづいた法学権威論を主張し、イスラーム法学に関して最有識であること (a'lam) にもとづいた従来の法学権威論を排除することにあった。¹⁸⁾ ただし、それは信徒の信仰生活に混乱を生む可能性が高く、モハンマド・ヤズディー司法権長¹⁹⁾ (Prs. Moḥammad Yazdī b. 1931/2)、ナーテク・ヌーリー「国会」²⁰⁾ 議長 (Prs. Ali Akbar Nāteq Nūrī b. 1943) らが第 1 の立場でハーメネイーを法学権威に推そうとしたが、国内でも批判する声が大きかった。²¹⁾

第 1 の立場に批判的な主張が第 2 の立場であり、彼らは最高指導者の権限を法学権威よりも優先させようとした。これはイスラーム国家によって発せられる命令を最上の解釈として位置づけるホメイニー期の最高指導者論を引き継ぐ立場であるとともに、従来の法学権威を認めることで信徒の信仰生活への混乱を最小限に抑えつつ、最高指導者のプライオリティを確保することで国家に反する法学権威の法令を牽制することができる。しかし、現実問題として最高指導者である (最高の法学知識をもつわけではない) ハーメネイーの権威を、最高の法学知識をもつ法学権威よりも上位にあるとする根拠を探すことが困難を極めたであろうことは想像に難くない [cf. Walbridge 2001b: 234-235].

こうした 2 つの立場の角逐を背景に、94 年 11 月の国家が推奨した法学権威アラーキーの死去を受けて、右派の法学者組織、テヘランの闘うウラマー協会 (Prs. Jāme'-e Rowḥāniyat-e Mobārez-e Tehrān 以下・闘うウラマー協会と略記)、コム・ハウゼ講師協会 (Prs. Jāme'-e Modarresin-e Ḥowze-ye 'Elmiye-ye Qom 以下・講師協会と略記) が、それぞれ法学権威として推奨する複数の法学者を公表した [富田 1997: 42; Gieling 1997: 780]。時系列に沿えば、12 月 1 日に闘うウラマー協会が 3 名の法学者を、7 日に講師協会が 7 名の法学者を推奨する法学権威として発表した [富田 1997: 42; Şaleḥ 1385: vol. 8. 213-214].

両組織が推奨する法学権威にハーメネイーが含まれていることが国家の方針を反映して

17) 法学権威の政治的役割を重視する法学権威論は、法学権威であったハサン・ボルージェルディーの死後に検討されはじめた [cf. Lambton 1964: 120; Calmard 1991: 548-549].

18) たとえば、テヘランの金曜礼拝説教師ジャンナティー (Prs. Aḥmad Jannati b. 1926) が、アラーキー没後の金曜礼拝において政治的指導力を法学権威の特に重要な条件としてあげている [cf. 富田 1997: 51].

19) 89 年の憲法改正によって、新設されたポスト。従来最高裁判所長官が実質的な司法府の最高責任者であったが、司法権長が司法府の最高責任者の役割を担うようになった。

20) 監督者評議会と合わせて政治制度上、立法府にあたる。イラン革命後から 1979 年までは、国民評議議会 (Prs. Majles-e Shūrā-ye Melī) という名称であったが、1989 年の憲法改正にともない、イスラーム評議議会 (Prs. Majles-e Shūrā-ye Eslāmi) に変更された。

21) たとえば、93 年にレザー・ゴルパーイエガーニーが死去した際、ハーメネイーが葬儀を主宰することを遺族が拒否している。富田 [1997: 41] によれば、法学権威の葬儀を主催することは後継者であることを意味すると考えられており、遺族がハーメネイーの葬儀主催を拒否したことはレザー・ゴルパーイエガーニーの後継者としての資格がないと主張したことになる。結局葬儀は、ゴルパーイエガーニーの娘婿サーフィー・ゴルパーイエガーニー (Loṭf Allāh Ṣafi Golpayegāni b. 1920) によって執り行なわれ [富田 1997: 56]、サーフィー・ゴルパーイエガーニーは 2003 年ごろから法学権威になった [Aḥmadi 1386: 400].

表1 1994年末における国家側の推薦法学権威の一覧

1. ランキラーニー (Prs. Moḥammad Fāzel Lankarānī d. 2007)*
2. バフジャト (Prs. Moḥammad Taqī Bahjat d. 2009)
3. ハーメネイ*
4. ヴァヒード・ホラーサーニー (Prs. Hoseyn Vaḥīd Khorāsānī b. 1921)
5. ジャヴァード・タブリーズイー (Prs. Javād Tabrizī d. 2006)*
6. ショベイリー・ザンジャーニー (Prs. Mūsā Shobeyrī Zanjānī b. 1928)
7. マカーレム・シーラーズイー (Prs. Nāṣer Makārem Shīrāzī b. 1926)

* はテヘラン・闘うウラマー協会が紹介した法学者

いるわけであるが、それと同時にイラン国家に批判的なモンタゼリー、コンミー・タバータバーイー (Prs. Qommi Tabāṭabā'ī d. 2007)、モハンマド・サーデク・ロウハーニー (Prs. Moḥammad Šādeq Rowḥānī b. 1926)²²⁾ が除外された。加えてイラン国家の支配体制に明確な賛否の姿勢を示さないイラクのナジャフ在住のスイスターニー (Ar. 'Alī al-Sīstānī b. 1930) といった法学者についても除外された。しかしそれでもハーメネイを除いて、発表された法学者については、概してイラン国内では高い法学的知識をもった法学者であり、²³⁾ 発表される以前からそれほど有名ではなかったものの法学権威であった。²⁴⁾

推奨する法学権威にハーメネイが数えられた理論的根拠については、しばしば政治的知識の優越性が強調された。その点においては、国内で政治的知識を法学権威の要件に加えようとする第1の集団の見解が反映されているといえよう。しかし推奨の優先度を考えれば、彼らが主張したように政治的知識が最優先されたのではないことがわかるだろう (表1参照)。また第2の集団に関しても、ハーメネイの優先度が下げられることで、信徒の信仰生活の混乱を避けようとする目的が部分的には達成された一方で、ハーメネイが法学権威として紹介されたことで、最高指導者の権限を法学権威の権限よりも上位に位置づけようとする目的は達成されなかったといえるだろう。それゆえ、この発表を両集団の調停のための妥協の産物と

22) 同氏の表記については、モハンマド・ルーハーニーと記されていることが多い [e.g. 富田 1997: 41]。しかし本稿で彼の兄モハンマド・ホセイニー・ローハーニー (Mohammad Hoseynī Rowḥānī d. 1997) と混同しないように、敢えてモハンマド・サーデク・ロウハーニーと記載した。

23) 同点について、富田 [1997: 42] は、イラン国外で法学的な知識の高さが知られていたのは、ランキラーニーだけであったと指摘している。ただフーイー没後にもイラン国内で法学権威としての名声を高めたマカーレム・シーラーズイー [Ehteshami 1995: 51; 富田 1997: 41]、アラキーの実質的な後継者であったバフジャトらが推薦法学者リストにあげられているように、発表に含まれていた法学者の水準はイラン国内に限れば概して高かったと考えられる。

24) 2008年9月7日にヴァヒード・ホラーサーニー事務所で、2008年9月18日にショベイリー・ザンジャーニー事務所が筆者がいつから法学権威になったのかとそれぞれの法学者の職員に質問をしたところ、ヴァヒード・ホラーサーニーは1978年頃から、ショベイリー・ザンジャーニーは事務所開設に関しては1993年ごろからという返答を得た。また2008年9月8日に行なったバフジャト事務所とのインタビューによれば、曖昧ながら彼がモジュタヘドとなり信徒がバフジャトに質問を寄せ始めたときという回答が寄せられたように、94年末以前からであった。

表現する富田 [1997: 52] 指摘は、正鵠を射ている。

しかしながら妥協の産物とはいえ、従来の高い法学的知識をもった法学者が法学権威となるという法学者内の暗黙の了解とは異なるものであった。そのため国内における反発も大きく、ハーメネイーはみずから 12 月 18 日にイラン国内における法学権威としての役割を辞退し、国外の信徒に限定して法学権威の役割を担うという声明を発表し、事態の收拾を図った。

こうした推奨する法学権威としてハーメネイーを載せた発表は、政治問題を背景に、法学者同士の暗黙的了解を前提に行なわれている法学権威のあり方に国家が強く介入したことを示唆するものであることは、研究者の間で異論はない。しかし国家にとってその発表がもつ重要性については、研究者の間でも見解に相違がある。

たとえば、Arjomand [2009: 41-52] は、支配体制の維持に与えた影響に焦点を当て、ハーメネイーは法学権威位を根拠とした法学者としての権力を確立できなかったが、(法学者サークルではなく) 専門家会議,²⁵⁾ 監督者評議会,²⁶⁾ 公益判別評議会²⁷⁾ といった国家の政治機関が機能することで、国家の支配体制が維持されたと指摘する。²⁸⁾ つまり Arjomand は、国家にとって法学権威のあり方への介入はそれほど重要なことではなかったと評定している。

他方、Walbridge [2001b] は、国家による介入は非常に重要であったと評定している。まず Walbridge [2001b: 235] は、ハーメネイーが国内での法学権威としての役割を辞退するという声明を出す一方で、翌年 95 年 2 月 7 日の『*St. Petersburg Times*』紙の報道が、国内においてもハーメネイーを法学権威として推奨する活動を継続していた事実を指摘する。加えて法学権威の展開に与えた影響に焦点を当て、イラン国内でハーメネイーの地位を固めようとして、Amnesty International [1997: 8-25] の報告と同様に、国家の発表に反対する法学権威の支援者や関係者の拘束、あるいはたとえばモンタゼリーに対して行なったように法学権威を自宅軟禁状態におくといった強硬手段にでたために、その反作用としてイラン国内で法学権威の役割が弱体化していると指摘する [Walbridge 2001b: 234-245]。法学権威の役割の弱体化は、法学に関する知識や人々の支持といった重要な要素が国家主導の推薦法学権威発表では抜け落ちてしまうことに起因している。またそれに伴い、国内とは違った反応が国外で生じている。国外では従来の法学的知識の高さだけで選ばれているイラクのナジャフに居住する法学権威に

25) Prs. Shūrā-ye Khobregān. 最高指導者の任命・罷免権をもち、8 年を 1 期とし、議長書記を含め 83 名のイスラーム法学者によって構成される。

26) 議会の立法を監督し、国政選挙および専門家会議選挙の立候補者に対する資格審査権を有する。監督者評議会は 6 名のイスラーム法学者と 6 名の一般の法律家によって構成され、前述のとおり(注 2) 参照、イスラーム法学者に関しては最高指導者によって任命される。

27) Prs. Majma'-e Tashkhiṣ-e Maṣlahat-e Nezām. 議会と監督者評議会の決定を調整するために 1988 年に新たに設置された。監督者評議会議員および大統領、国会議長などによって構成される。

28) 国内政治への影響だけでなく、Arjomand [2009: 174-177] は事件がイランの外交に及ぼした影響についても触れている。

従うことを一般信徒が志向する現象が起こっていることから、世界的には法学権威の「アラブ化 (Arabized)」²⁹⁾ が進んでいることも Walbridge は併せて指摘する。

Walbridge [2001b] の議論は示唆に富んでいる一方で、幾つかの問題を孕んだ議論である。特に Walbridge [2001b: 234-245] が国家による反体制派の法学権威への抑圧策によって、法学権威の役割が弱体化していると指摘するものの、その論拠は、法学権威への抑圧策を国家が実施していたこと、また国外の一般信徒の動向に基づいている。³⁰⁾ しかし法学権威のあり方への影響を論じるのであれば、一般信徒側の問題とともに、法学者内の学知システムについても論じる必要がある。したがって、法学権威を生み出す法学者内の学知システムの側面にはそれほど注意を払っていないという問題がある。

そこで筆者は、法学権威を生み出す法学者内の学知システムへの影響について検証し、Walbridge [2001b] が指摘するような法学権威の役割の弱体化の問題についても併せて、発表が法学権威のあり方に与えた影響を論じたい。

4. 法学権威事務所と法学権威の来歴

ここでは 94 年末の発表が法学権威のあり方に与えた影響を検証するうえで、2008 年 9 月 1 日から 2009 年 10 月 29 日に筆者がイラン・イスラーム共和国、首都テヘランおよびコム、またイラン第 2 の人口規模をほこるエスファハーン市 (Prs. Eşfahān) でフィールド調査を行なった間に誰が法学権威と考えられていたのかについて示したい。³¹⁾

コムは 1920 年代以降に学問都市として再生し、20 世紀後半にはシーア派の学問都市としての確固たる地位を築いた、いわば現代のシーア派法学の総本山のひとつである。歴史的にも、学問都市としての再生とともに、多くの法学権威が居を構えてきた。そこで調査をコムで中心的に行なうとともに、既述のとおり調査対象には法学権威の事務所を選んだ。

法学権威がその役割を担うための活動の拠点として、信徒の質問を受け付ける事務所を構えていることは、これまでも暗に示唆されてきた。たとえば、Rosiny [2003] は、法学権威のもつウェブサイトに着目した研究を行なっているが、そのウェブサイトを管理する何らかの存在があることが暗に示唆されている。その一方で、これまで法学権威を対象とした研究におい

29) イラクのナジャフに居住する法学者をイラン国外の一般信徒が法学権威に選んでいる傾向にあることを意味する。

30) 確かにそうした抑圧策の対象となった法学権威が、その活動に制限を受けていたことは事実である。たとえば、筆者が 2010 年 2 月 22 日に故モンタゼリーの子息、アフマド・モンタゼリーにインタビューを行なったところ、1997 年から 2002 年末にかけて自宅軟禁状態に置かれた際には家族以外との接触は許されず、法学権威としての活動を十分に行なうことができなかつたとの指摘を受けた。

31) 本調査においては、イラン国内で 2 番目に多くの法学権威事務所が存在するイラン北東部の都市マシュハドについては十分に調査できなかった。マシュハドに関しては、Moqaddam [1386] によって記された法学権威を紹介する書誌を適宜参照した。

ては、調査の対象にはなっていない。法学権威にとって事務所は一般信徒との窓口の役割を果たしており、一般信徒からみた法学権威を観察するのにもっとも適した調査対象である。

具体的に法学権威の事務所が一般信徒の窓口として機能していることは、そこで一般信徒から寄せられた信仰生活上の疑問への返答を行なっている点に顕著にみられる。直接の訪問、電話、手紙、またインターネットを通じて送られてくる質問に対し、事務所の法学者スタッフが各法学権威の著した想定問答集に従って返答する。また法学事務所は徴収した宗教税であるホムスを管理する拠点ともなっている³²⁾ さらに各エマームの殉教日に哀悼集会³³⁾ が開かれ、³⁴⁾ ラマダーン月の夜にはクルアーン解釈の講義が催される場合もある。³⁵⁾ またイスラーム教徒の義務であるマッカ（メッカ）巡礼者のために毛布などの必要物資を支給したり、各エマームの殉教日に生活物資や文房具を支給したりしている法学権威事務所もある。³⁶⁾

コムの場合、事務所の前には小さく表記されるほかには一見してそれと分かる特徴はない。しかし事務所が存在する路地に小さな案内板を掲げている場合が多い。こうした目印を手掛かりに調査をした結果が、図 1 である。図 1 は調査中に存命していたコム各法学権威の事務所の所在を示した地図である。コムでは 32 名の法学権威が事務所を構えており、そのうち 25 名がコムに本部事務所を構えている。コムに支部事務所を構えるものの、ハーメネイーはテヘランに、モハンマド・バーケル・シーラーズイー（Prs. Moḥammad Bāqer Shirāzi b. 1931）はマシュハドに本部事務所を構えており、スィースターニー、ハキーム（Ar. Sa‘id al-Ḥakīm b. 1936）、ヤアクービー（Ar. Moḥammad Ya‘qūbī）はイラクのナジャフに、ファドウルッラー（Ar. Muḥammad Ḥusayn Faḍl Allāh b. 1935）はレバノンのベイルートに本部事務所を構えている。テヘランまたエスファハーンに調査範囲を広げると、テヘランに本部事務所を構えるテフラーニー（Prs. Mojtabā Tehrāni）やガラヴィー・アーリヤリー（Prs. Gharavi ‘Āliyarī b. 1935）、エスファハーンに本部事務所を構えるマザーヘリーがいる（表 2 参照）。

また調査は、コム、テヘラン、エスファハーンの 3 都市で行なったが、これら以外の都市にも法学権威の支部事務所あるいは本部事務所が置かれている。支部事務所が置かれるのは、

32) ホムスは一般信徒が直接銀行口座へ振込むほか、法学権威に許可を与えられた代理人（namāyande）が徴収する場合があり、後者の場合、代理人が事務所に持参する。

33) シーア派では、彼らが預言者ムハンマド没後の指導者と考える 12 人のエマームはいずれも殉教を遂げたと考えている。

34) 2008 年 9 月 23 日は初代イマーム、アリーの殉教日にあたるが、サーフィー・ゴルバーイエガーニー事務所およびアラヴィー・ボルージェルディー（Alavi Borūjerdi）事務所では、哀悼歌の唄い手と殉教物語を語る法学者が中心となって哀悼集会が開かれていた。集会には法学者のみならず一般信徒も参加するが、参加者は男性に限られる。

35) たとえば、調査中ムーサヴィー・アルダビーリー（Prs. ‘Abd al-Karīm Mūsavi Ardabili）やケラーミー、モハンマド・サーデク・ロウハーニーらはラマダーン中の特定の曜日の夜にタフスィール会を催していた。

36) たとえば、2008 年 9 月 23 日のアリーの殉教日にサーフィー・ゴルバーイエガーニーの事務所では、100 名程度に対して米 5 キロと油 1 キロを支給していた。同様にヌーリー・ハマダーニー事務所では、学生向けにノートを数百名に支給していた。



図1 コムにおける法学権威事務所の所在

- A. ハーメネイー支部① B. ハーメネイー支部② C. スィースターニー支部 D. バフジャト本部 E. バフジャト支部 F. ヴァヘード・ホラーサーニー本部 G. モンタゼリー本部 H. マカーレム・シーラーズィー本部 I. サーフィー・ゴルバーイェガーニー本部 J. ショベイリー・ザンジャーニー本部 K. ジャヴァーディー・アーモリー支部 L. ハキーム支部 M. ファドウルッラー支部 N. ヌーリー・ハマダーニー本部 O. ムーサヴィー・アルダビーリー本部 P. サネイー本部 Q. モハンマド・サーデク・ロウハーニー本部 R. カーゼム・ハーエリー本部 S. シャーフルーディー本部 T. サードク・シーラーズィー本部 U. ソブハーニー本部 V. モハンマド・バーケル・シーラーズィー支部 W. ゲラーミー本部 X. アラヴィー・ゴルガーニー本部 Y. マダニー・タブリーズィー本部 Z. ミーラーニー本部 a. アラヴィー・ボルージェルディー本部 b. ジャンナーティー本部 c. マレキー本部 d. マラクーティー・サーラービー本部 e. ナジャフィー・キャーボリー本部 f. ドゥーズドゥザーニー本部 g. ヤアクービー支部 h. アッバス・モダッレスィー・ヤズディー本部

イラン国内で唯一のエマームの廟があり、シーア派の学問都市となっているイラン北東部のマシュハド、あるいは法学権威の地縁にもとづく都市である場合が多い。後者に関していえば、ヌーリー・ハマダーニー (Prs. Hōseyn Nūrī Hamadānī b. 1926) やマラクーティー (Prs. Moṣlem Malakūti Sarābī b. 1923)、マカーレム・シーラーズィーらのように出身地に事務所を

表 2 イラン国内における法学権威事務所の一覧

法学権威	所在都市	イラン以外の所在地	本部	総数
マカーレム・シーラーズイー	コム, テヘラン× 3, シーラーズ, マシュハド, エスファハーン, タブリーズ, カラジュ, アラク, バーボ ル, アフヴァーズ, ニーシャープール	—	コム	13
サーネイー	コム, テヘラン, マシュハド, シーラーズ, エスファハーン, アラク, ケルマーン, ゴルガーン, ホッラムアーバード, タブリーズ	—	コム	10
ハーメネイー	コム× 2, テヘラン, マシュハド+ α	ダマスカス	テヘラン	5+ α
スイースターニー	コム, テヘラン, マシュハド	ナジャフ, ダマスカス, ベイルート, ロンドン	ナジャフ	7
ヌーリー・ハマダーニー	コム, テヘラン× 2, ハマダーン, マシュハド× 2	—	コム	6
ムーサヴィー・アルダビーリー	コム, テヘラン× 2, タブリーズ, マシュハド, エスファハーン*	—	コム	5
ハキーム	コム, エスファハーン	ナジャフ, ダマスカス, ベイルート	ナジャフ	5
ナジャフィー・キヤーポリー (Prs. Qorbe-‘Ali Najafi Kābolī)	コム, マシュハド	ヘラート, カーブル, マザーレシヤリーフ	コム	5
アラヴィー・ゴルガーニー (Prs. ‘Alavī Gorgāni)	コム, テヘラン, マシュハド, ゴルガーン	—	コム	4
マーレキー (Prs. Fāzel Māleki)	コム	カルバラー, ナジャフ, バスラ	コム	4
マラクーディー・サーラービー (Prs. Moslem Malakūti Sārābi)	コム, テヘラン, サーラーブ, タブリーズ	—	コム	4
アラヴィー・ボルージェルディー (Prs. ‘Alavī Borūjerdī)	コム, テヘラン, ボルージェルド	ナジャフ	コム	4
ゲラーミー (Prs. ‘Alī Gerāmi)	コム, テヘラン, マシュハド, アラク	—	コム	4
ソブハーニー	コム, テヘラン× 2, タブリーズ	—	コム	4
バフジャト	コム× 2, マシュハド	—	コム	3
シャーフルーディー (Prs. Moḥammad Shāhrūdī)	コム, テヘラン, マシュハド	—	コム	3
ヴェアヒード・ホラーサーニー	コム, テヘラン, マシュハド	—	コム	3
ファドウルッラー	コム	ベイルート, ダマスカス	ベイルート	3
ジャヴァーディー・アーモリー	コム× 2	—	コム	2

ヤアクービー	コム	ナジャフ	ナジャフ	2
モハンマド・バーケル・ シーラーズイー	コム, マシュハド	—	マシュハド	2
モンタゼリー	コム	—	コム	1
アッバース・モダッレスイー・ ヤズディ (Prs. 'Abbās Modarresī Yazdī)	コム	—	コム	1
マダニー・タブリーズイー (Prs. Madanī Tabrizī)	コム	—	コム	1
カーゼム・ハーエリー (Prs. Kāzem Hā'eri)	コム	—	コム	1
ショベイリー・ザンジャーニー	コム	—	コム	1
サーフィー・ ゴルパーイエガーニー	コム	—	コム	1
マザーヘリー	エスファハーン	—	エスファ ハーン	1
ドゥーズドゥザーニー (Prs. Yād Allāh Dūzdūzānī)	コム	—	コム	1
エゾッディーン・ザンジャーニー (Prs. 'Ezz al-Dīn Zanjānī)	マシュハド	—	マシュハド	1
モハンマド・サーデク・ ロウハーニー	コム	—	コム	1
サーデク・シーラーズイー	コム	—	コム	1
テフラーニー	テヘラン	—	テヘラン	1
ジャンナーティー (Prs. Ebrāhīm Jannātī)	コム	—	コム	1
ミーラーニー (Prs. 'Alī Milānī)	コム	—	コム	1
ガラヴィー・アーリヤリー (Prs. Gharavī 'Āliyarī)	テヘラン	—	テヘラン	1

* エスファハーンにおける事務所は、筆者のフィールド調査後、2008年12月29日に開かれた [Rasa News Agency (<http://www.rasanews.ir/Nsite/FullStory/?Id=54218>)].

構える場合もあれば、ムーサヴィー・アルダビーリーやイラン北西部のアーゼルバーイジャー
ン地方出身の法学権威は、アーゼルバーイジャー地方の中心都市タブリーズに事務所を構え
る傾向がある。これは一般信徒が法学権威を決定する際の要因のひとつとして地縁があること
と関係していると思われる。法学権威側が地縁のある地域で信徒を獲得するために事務所を開
く、あるいはその地域で多数の信徒を獲得した結果、事務所を開いたということであろう。

これらの法学者のなかには、イラン革命後に政治職を経験した者も少なくない。たとえば、
スーリー・ハマダーニーはヨーロッパやインドなどにおける大使館・領事館・文化施設調査
員を、ムーサヴィー・アルダビーリーは憲法制定専門家会議議員および最高裁判所長官³⁷⁾ など

37) 1989年の憲法改正以前、最高裁判所長官は司法権の実質的な最高責任者に当たる。

を、ソブハーニー (Prs. Ja'far Šobhānī b. 1930) は憲法制定のための専門家会議議員などを、ジャヴァーディー・アーモリー (Prs. Javādī Āmolī b. 1933) はマーザンダランにおけるハーメネイーの代理人、最高司法評議員、憲法制定専門家会議議員、第一期・第二期後継者選出専門家会議議員などを、サーフィー・ゴルパーイエガーニーはホメイニー期における監督者評議員、マザーヘリー (Prs. Hōseyn Mazāherī b. 1934) は第二期専門家会議員、マラクーティーはホメイニーの元代理人、サーネイー (Yūsef Šāne'ī b. 1937) は検事総長を務めた経験がある [cf. Moqaddam 1386]。これは法学者として著名になるためのキャリアパスとして政治職経験が少なからず影響しているということであろう。

また国家体制に対するスタンスについてもさまざまであるという特徴もある。政治的スタンスについては、政治職経験者であれば分かりやすく、既述の政治職経験者のうち、モンタゼリーやサーネイー、またムーサヴィー・アルダビーリーを除いた法学権威に関しては、「法学者の統治」体制に賛同するだけでなく、ハーメネイー体制にも概ね肯定的な立場をとっている。一方で政治職経験のない法学者は、「法学者の統治」体制、またハーメネイー体制に対するスタンスがはっきりと分からないことが多いが、³⁸⁾ そのなかでも国家に対するスタンスが分かるケースがある。たとえばモハンマド・サーデク・ロウハーニーは法学者が政治参加すること自体に批判的立場を示している。またモハンマド・サーデク・シーラーズイー (Prs. Moḥammad Šādeq Šīrāzī b. 1942) の兄モハンマド・シーラーズイー (Prs. Moḥammad Šīrāzī d. 2001) がイラン当局から支持者や縁戚が逮捕・拷問を受けていることからすれば [富田 1997: 44]、モハンマド・サーデク・シーラーズイーとハーメネイー体制が良好な関係であるとは考えられない。

これらの結果から、Walbridge [2001b] や Amnesty International [1997] が指摘するように、国家体制に批判的な法学権威に対して弾圧が加えられたとはいえ、さまざまな政治的スタンスをもった法学者が法学権威であることが分かるだろう。それでは、こうした法学権威の展開のなかで、ハーメネイーはどのような位置づけにあるのかを検証したい。

5. 法学権威としてのハーメネイーの評価

フィールド調査において法学事務所の所在、法学権威の来歴を確かめることに加え、コムにおいて事務所に出入りする法学生、マルアシー図書館や法学・法源学専門図書館といったコムに点在する各種専門図書館に出入りする法学生 27 名に対して、法学権威間に如何なる差異があるのかを尋ねた。この調査の目的は事務所を中心とした一般人と法学者が触れ合う場で法学権威の優劣がどのように認識されているかを知るためである。質問の対象者を法学生に限定し

38) 政治的静謐主義の立場をとる法学権威は、沈黙を守ることで国家に対抗するとともに、婚姻を通じて反体制派を標榜する関係を築いているという指摘もあるが [cf. Buchta 2000: 88-91]、議論の根拠が乏しい。

たのは、彼らが法学界の事情に精通しており、正確な情報を提供してくれることが期待されるからである。また比較的質問のしやすい事務所に入入りする法学生だけに限定しなかったのは、情報の客観性を確保するためであった。彼らの返答はほぼ共通して、「知識（‘ālem）」によって法学権威間に差があることを認めており、法学権威の序列を語る。ただし返答者によっては、いくつかにカテゴリー化する場合と、全ての法学権威に序列をつける場合があった。後者は少数であり、多くの場合にはカテゴリー別に法学権威の序列をつけていた。

筆者がインタビューの結果をもとに後日、法学権威の序列を段階（Prs. daraje）ごとに整理して作成した表をもとに再び返答者にインタビューしたところ、³⁹⁾ 第4段階～第6段階に属する法学者についてはそれぞれの返答者によってばらつきがあり今後も調査を続けていく必要があることが判明したものの、第1段階から第3段階のそれぞれのカテゴリー内に位置づけている法学者については修正する回答はなかった。その結果を示したのが表3である。

表3のそれぞれの段階は法学権威の「知識」の序列を示している。またそれぞれの段階内の法学権威同士にも、「知識」の序列がある。ただし、各段階内の法学権威の序列については、法学生内で異論が多い。たとえば、第1段階について筆者がある法学生に尋ねたところ、バフジャトが最有識でありスィースターニーがそれに準ずるとの回答を得たが、別の法学生に尋ねたところスィースターニーが最有識であり、それにヴァヒード・ホラーサーニーが準ずるという回答を得た。この差異について、バフジャトが最有識であると回答した法学生に再度尋ねたところ、スィースターニー、バフジャト、モンタゼリー、ヴァヒード・ホラーサーニーがいずれも最上の「知識」（Prs. A‘lam）に近く、それは個人によって見解が分かるところであるとの回答を得た。しかしながらそれでもやはり彼らと彼らに準ずる段階にあるサーフィー・ゴルパーイエガーニーの「知識」には、隔たりがあるという指摘を得た。

このように各段階内の上下関係については今後も調査を進める必要があるものの、それぞれの段階に属する法学権威の間には「知識」に差異があることは明らかである。そのなかでハーメネーイは第2段階に属している。イラン国内に事務所を構える法学権威のなかで、かなり上位に位置づけられているものの、ハーメネーイの指導体制に声高に批判するモンタゼリー、またイラク在住のスィースターニーといった、94年末の発表で国家が意図的に除外した法学者よりも下位に位置づけられている。

この序列にみられるハーメネーイの法学権威としての評価は、ハーメネーイが法学権威として二流であることを示している。しかし法学的な知識に乏しかったハーメネーイが政治的知識を主張されることで法学権威に数えられたことからすれば、高い位置づけにあるといえるだろう。というのも、法学者が法学者としての権威を高めるためには、先に述べたように教授活動

39) 作成した表については、8名の法学生に意見を求めた。

表 3 法学権威間の序列*

段階	法 学 権 威			
1	スイスターニー	バフジャト	モンタゼリー	ヴァヒード・ホラーサーニー
2	ハーメネー	ハキーム	ショベイリー・ザンジャーニー	ファドウルッラー
	マカーレム・シーラーズイー	サーフィー・ゴルパーイエガーニー	ジャヴァアーディー・アーモリー	
3	ヌーリー・ハマダーニー	カーゼム・ハーエリー	シャーフルーディー	サーネイー
	ムーサヴィー・アルダビーリー	モハンマド・サーデク・ロウハーニー	サーデク・シーラーズイー	
4	マザーヘリー	ソブハーニー	テフラーニー	ゲラーミー
	エゾッディーン・ザンジャーニー	モハンマド・バーケル・シーラーズイー		
5	アラヴィー・ゴルガーニー	ミーラーニー	ジャンナーティー	マーレキー
	マダニー・タブリーズイー	アラヴィー・ボルージェルディー		
6	モダッレスイー・ヤズディー	ナジャフィー・キヤーポリ	マラクーティー・サーラービー	ガラヴィー・アーリヤリー
	ドゥースドゥーザーニー	ヤアクービー		

* ファドウルッラー、ヤアクービーの序列については、コムハウザへの参加が少なく判断材料が乏しく、判断が難しいとの返答を受けた。

** 灰色で塗られた枠内の法学権威については、イラン国外居住者であることを指す。

と執筆活動が必要であるものの、最高指導者であるハーメネーは少なくとも前者に関しては行なうことができなかつたためである。

これについて誤解を恐れずにいえば、法学者内では法学権威の序列を決定する「知識」の内容に、法学的知識だけでなく、それ以外の要素が加味されていることに起因していると考えられる。たとえば 94 年末に国家側が主張した政治的知識であろう。先に触れた法学者として著名になるためのキャリアパスとして政治職経験が少なからず影響していることからもうかがえる。

加えて、近年イラン国内で一般信徒向けに出版されている法学権威の来歴を紹介した『法学権威詳解 (Āshenā'ī-ye bā hame-ye marāja'-e taqlid)』の記述からも法学権威の「知識」のあり方に政治的知識が加味されていることが指摘できる。同書には出版された時点で既に死去していたホメイニー、レザー・ゴルパーイエガーニー、アラキー、フイーの順に紹介がなされた後、闘うウラマー協会、講師協会による政治的知識を強調した 94 年末の発表の重要性に言及し、ハーメネー、バフジャト、ランキラーニー、スイスターニー、マカーレム・シーラーズイー、ヴァヒード・ホラーサーニーという順に法学権威を紹介している。同書には、モンタゼリーやサーネイーといったハーメネー最高指導者を中心としたハーメネー体制に反対する法学権威も含まれており、イラン国家にとって都合のよい法学権威の情報だけを載せて

いるわけではないことを意味する。そのなかでは政治職経験をもった法学権威だけでなく、政治職未経験の法学権威についてもイラン政治への貢献が記されている。

6. おわりに

本稿では、94年末に国家側の法学者組織による推奨法学権威の発表が既存の法学者社会での法学権威のあり方に与えた影響についてフィールド調査の結果を中心に検証した。

法学権威は、一般信徒の信仰実践の手本として、法学者のなかでも特に法学的知識に優れた法学者になるものであり、それは法学者同士の学知システム、また一般信徒の個人的な志向性にもとづくものであった。しかし94年末にハーメネーイは、十分な法学的知識を備えていないにもかかわらず、政治的知識の重要性が説かれ、国家側の法学者組織によって推奨する法学権威として一般信徒に紹介された。そのため国内の批判も大きく、それを鎮めるために、自ら国内での法学権威としての役割を辞退した。

しかし筆者が2008年に行なったインタビュー調査の結果、ハーメネーイは法学権威としての役割をイラン国内でも担っているということが明らかになった。加えて、法学生の間では知識にもとづけば、2番目に重要な法学権威群に数えられていたことも明らかとなった。それは最高指導者と法学権威の繋がりが再び強化されつつあることを示唆しており、Arjomand [2009: 41-52] が指摘するような支配体制の維持が政治機構の強化だけをもって行なわれてきたということではないことの再確認も示している。

またイラン国内において法学権威の役割が弱体化しているとのWalbridge [2001b: 244] の指摘も少なからず再考の余地がある。既述のように、Walbridge [2001b: 234-245] は国家による反体制派の法学権威への抑圧策によって、法学権威の役割が弱体化していると指摘するものの、その論拠は、法学権威への抑圧策を国家が実施していたこと、また国外の一般信徒の動向にもとづいている。しかし法学権威のあり方への影響を論じるのであれば、一般信徒側の問題とともに、法学者内の学知システムについても論じる必要があった。

他方、筆者は法学者内の学知システムに着目した結果、法学権威に政治職経験者が多数含まれていること、また一般信徒に向けて執筆された法学権威を紹介する書籍において政治的知識の重要性が強調されていることから、法学権威の「知識」について、94年末に国家側が強調した政治的知識も加味されていることが強く推断できることを指摘した。

しかしそれはWalbridge [2001b: 244] が指摘するように、法学権威の役割が弱体化している可能性を示すものであるとは考えにくい。もちろん国家が特定の法学権威に対して行なった抑圧策によって、活動の制限が加えられ、彼らの法学者内での評価が相対的に減少し、彼らの担っていた役割が弱体化した可能性は考えられる。しかしながら自宅軟禁状態に置かれていたモンタゼリーが第一級の法学権威として考えられていたことからすれば、必ずしも抑圧を受け

た法学権威の役割が弱体化したとはいえない。むしろ政治職経験者であり、国家批判を通じて積極的に政治に参加するモンタゼリーが第一級の法学権威に数えられることそれ自体が、法学権威がもつ「知識」に政治的知識が加味されていることの現れであるといえる。

したがって筆者は、94 年末の発表が与えた影響について、法学者内で法学権威のもつ「知識」として政治的知識が加味されていることが強く推断されたことを受け、国家への政治的立場の如何にかかわらず政治に積極的に関与する法学権威に関しては法学権威としての評価を高めるとともに、政治的知識が必要とされたことで彼らが担う政治的役割が明示化され、法学権威全体の役割についても強化されたと結論づける。

引用文献

日本語・欧米語文献

- 黒田賢治. 2007. 『法学者の統治』体制下における法学者の役割—ハウザの教育機能の側面と政治・社会的アクターとしての側面』『イスラーム世界研究』1(2): 333-352.
- _____. 2008. 「近現代 12 イマーム派法学者の肖像—イラン・イラクにおける法学者の修学過程」『イスラーム世界研究』2(1): 183-202.
- 富田健次. 1997. 「ヴェラーヤテ・ファギーフ体制とマルジャエ・タグリード制度」『大分県立芸術文化短期大学研究紀要』35: 39-58.
- _____. 1999. 「ホメイニー師のイジュティハードについて」『中東研究』454: 47-52.
- _____. 2002. 「マルジャエ・タグリード」大塚和夫ほか編『岩波イスラーム辞典』岩波書店.
- _____. 2003. 「解説 2 十二イマーム・シーア派法学の展開とホメイニー」R.M. ホメイニー『イスラーム統治論・大ジハード論』富田健次編訳, 平凡社, 312-348.
- Akhavi, S. 1980. *Religion and Politics in Contemporary Iran: Clergy-State Relations in the Pahlavī Period*. New York: State University of New York Press Albany.
- Algar, H. 1969. *Religion and State in Iran, 1785-1906: The Role of the Ulama in the Qajar Period*. Berkeley: University of California Press.
- Amanat, A. 1988. In Between the Madrasa and the Marketplace: The Designation of Clerical Leadership in Modern Shi'ism. In S. A. Arjomand ed., *Authority and Political Culture in Shi'ism*. Albany: State University of New York Press, pp. 98-132.
- Amnesty International. 1997. Human Right Violations against Shi'a Religious Leaders and Their Followers. (<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE13/018/1997/en/2b88da99-ea82-11d-d-b05d-65164b228191/mde130181997en.pdf>) (2009 年 11 月 30 日閲覧)
- Arjomand, S. A. 2009. *After Khomeini: Iran under His Successors*. New York: Oxford University Press.
- Aziz, T. 2001. Baqir al-Sadr's Quest for the Marja'iyā. In L. S. Walbridge ed., *The Most Learned of Shi'a: The Institution of the Marja' Taqlid*. Oxford: Oxford University Press, pp. 140-148.
- Buchta, W. 2000. *Who Rules Iran?: The Structure of Power in the Islamic Republic*. Washington: Washington Institution for New East Policy.
- Calder, N. 1982. Khums in Imāmī Shī'ī Jurisprudence, from the Tenth to the Sixteenth Century AD, *BSOAS* 45(1): 39-47.
- Calmard, J. 1991. s. v. "Marḍja'-'i Taḳlīd." In C. E. Bosworth, et al. eds., *The Encyclopaedia of Islam New*

- Edition*, Vol. 6. Leiden: Brill, pp. 548-556.
- Cole, J. R. 1983. Imami Jurisprudence and the Role of the Ulama: Mortaza Ansari on Emulating the Supreme Exemplar. In N. R. Keddie ed., *Religion and Politics in Iran: Shi'ism from Quietism to Revolution*. New Haven: Yale University Press, pp. 33-46.
- Ehteshami, A. 1995. *After Khomeini: The Iranian Second Republic*. London and New York: Routledge.
- Gieling, S. 1997. The *Marja'iyā* in Iran and the Nomination of Kamanei in December 1994, *Middle Eastern Studies* 33(4): 777-787.
- Gleave, R. 2004. s. v. "Khums." In P. J. Bearman, et al. eds., *The Encyclopaedia of Islam New Edition*, Vol. 12. Leiden: Brill, pp. 531-535.
- Lambton, A. K. S. 1964. A Reconsideration of the Position of the *Marja' al-Taqlid* and the Religious Institution, *Studia Islamica* XX: 115-135.
- Milani, M. 1992. The Transformation of Velayat-e Faqih Institution: From Khomeini to Khamenei, *The Muslim World* LXXXII: 175-190.
- Mervin, S. 2004. Les Autorités Religieuses dans le Chiisme Duodécimain Contemporain, *Archives de Sciences sociales des Religions* 125: 63-78.
- Momen, M. 1985. *An Introduction to Shi'i Islam*. New Haven and London: Yale University Press.
- Moussavi, A. K. 1996. *Religious Authority in Shi'ite Islam: From the Office of Mufti to the Institution of Marja'*. Kuala Lumpur: International Institute of Islamic Thought and Civilization.
- Omid, H. 1992. Theocracy or Democracy?: The Critics of 'Westoxification' and the Politics of Fundamentalism in Iran, *Third World Quarterly* 13(4): 675-690.
- Rosiny, S. 2003. Internet et la *Marja'iyā*: L'Autorité Religieuse au Défi des Nouveaux Médias, *Maghreb-Machrek* 178: 59-74.
- Sachedina, A. A. 1988. *The Just Ruler (al-Sultān al-'ādil) in Shi'ite Islam: The Comprehensive Authority of the Jurist in Imamite Jurisprudence*. New York and Oxford: Oxford University Press.
- Walbridge, L. S. 1996. *Without Forgetting the Imam: Lebanese Shi'ism in American Community*. Detroit: Wayne State University Press.
- _____. 2001a. Introduction: Shi'ism and Authority. In L. S. Walbridge ed., *The Most Learned of Shi'a: The Institution of the Marja' Taqlid*. Oxford: Oxford University Press, pp. 3-13.
- _____. 2001b. Counterreformation: Becoming a *Marja'* in the Modern World. In L. S. Walbridge ed., *The Most Learned of Shi'a: The Institution of the Marja' Taqlid*. Oxford: Oxford University Press, pp. 230-246.
- Wehrey, F., J. D. Green, B. Nichiporuk, A. Nader and L. Hansell. 2009. *The Rise of the Pasdaran: Assessing the Domestic Roles of Iran's Islamic Revolutionary Guard*. Santa Monica: Rand Corporation.

ペルシア語文献

- Aḥmādī, M. I. 1386. Āyat Allāh Loṭf Allāh Šāfi Golpāyġānī. In Pazhūheshkade-ye 'Elmī ed., *Golshan-e Abrār: Kholāseh-ye az Zendegī Asveh-hā-ye 'Elm va 'Aml*. vol. 6. Qom: Nūr al-Sajjād, pp. 392-405.
- Edāre-ye Koll-e Omūr-e Farhangī wa Ravābet-e 'Omūmī Majles-e Shūrā-ye Majles. 1381. *Šurat-e Masbrūh-e Modhākerāt-e Shūrā-ye Bāznegārī-ye Qānūn-e Asāsi-ye Jomhūrī-ye Eslāmī-ye Irān*. 3 vols. Tehrān: Edāre-ye Koll-e Omūr-e Farhangī wa Ravābet-e 'Omūmī, Edāre-ye Tablighāt va Enteshārāt-e Edāre-ye Qavānīn, Edāre-ye Tond Nevīsī.
- Hosein, Tājik. 1377. *Nofūdh-e Farhang-e Gharbī va Ravābet-e Din va Dowlat dar Irān Nīme-ye Dovvom-e*

Qarn-e Nūzdahom (Influence of Western Culture and Relationship between Religion and State in Iran Late 19th Century). Unpublished.

Laṭīf-Pūr, Y. A. H. 1379. *Farhang-e siyāsī-ye shīʿe va-enqelāb eslāmī*. Tehrān: Markaz-e Asnād Enqelāb-e Eslāmī.

Moqaddam, K. 1386. *Āshenā-ye bā hame Marāja'-e Taqlīd*. Qom: Markaz-e Farhangehonarsabā.

Qānūn Asāsī-ye Jombūri-ye Eslāmīye Īrān, n.d.

Şāleḥ, S. M. ed. 1385. *Jāme'-e Mudarresīn-e Ḥowze-ye 'Elmīye-ye Qom: Az Āghāz tā Aknūn*. vol. 3-8. Tehrān: Enteshārāt-i Markaz-e Esnād-e Enqelāb-e Eslāmī.

Tāleqānī, H. 1374. *Marja' iyyat*. Tehrān: Ā`in-e Chāp.

ウェブサイト

Rasa News Agency. 〈<http://www.rasanews.ir/Nsite/FullStory/?Id=54218>〉 (2009 年 11 月 7 日閲覧)